

公園機能・景観保全緊急処置請求申立書

令和4年2月21日

津地方裁判所 御中

〒510-0242

三重県鈴鹿市

申立人代表 佐倉 邁

〒510-0254

三重県鈴鹿市

申立人 内田 信也

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

申立人相手方

三重県知事 一見 勝之

1、緊急保全処置請求申し立ての趣旨

本件、申立相手方三重県知事一見勝之（以下、「一見知事」と略称する）は、三重県鈴鹿市住吉町大谷に所在する県営鈴鹿青少年の森公園（以下、「公園」と略称する）の中核を成す5ヘクタールの自然林を鈴鹿市に無償で貸与したが、この無償貸与は鈴鹿市が民間自営業者に無料で貸与するための違法な企てであり、申立人は申立

人相手方を令和4年2月14日津地方裁判所に提訴を行い（甲第1号証一訴訟番号令和4年（行ウ）第3号）、鈴鹿市への無償貸与の取り消しを求めていますので、前述した5ヘクタールの公園の中枢の機能・景観が損なわれることを阻止するために緊急の保全処置を申し立てるものであります。

2、緊急保全を求める要因

（1）本件紛争原因の公園は遠く江戸時代から自生する自然林と地形を生かした公園であり、その機能の中枢を成す5ヘクタールの自然が損壊し、失われることになると回復不可能な公園全体の機能を失うことになるからであります。（甲第2号証図A矢示赤囲部）。

（2）さらに、この5ヘクタールの区域は公園の中枢を成す自然林で覆われ、多くの動植物が自生し、繁殖する貴重な自然林であり、多くの老若男女の市、県民が四季の自然の映り変わりを楽しみ、野鳥の観察等多くの目的に利用されている貴重な公園であります。（甲第3号証・生態観察記録）。

（3）また、現在、世界的な問題となっている地球温暖化異常気象現象の原因となっている大気中のCO₂削減するための自然林破壊の防止の流れに逆行する5ヘクタールの広大な公園の自然の森の破壊は阻止しなければならないのであります。

3、結論

以上述べたように、公園の自然破壊は緊急に阻止しなければなら

ない重要且つ緊急を要する問題であり、現在、公園の自然を守る賛同者の署名は9千名を超えています。

これらの多くの人々の願いを代表し、緊急に公園の景観・自然保全の処置を申し立てる次第でありますので、緊急に保全いただきますようお願い申し上げます。

以上。

付記、

甲号証は別紙添付。

- 1 甲第1号証 「訴状令和4年（行ウ）第3号」。
- 2 甲第2号証 青少年の森公園MAP。
- 3 甲第3号証 青少年の森公園生態観察記録。